

No. 984 (2017.11.16)

## 国連総会の核関連決議と核兵器禁止条約

はじめに

I 核兵器に関する主要な多国間条約

II 第 71 回国連総会の核関連決議

- 1 核兵器に関する条約の交渉の開始を要請する決議
- 2 人道アプローチによる決議
- 3 日本が提出し採択された決議
- 4 「多国間核軍縮交渉の前進」決議

III 核兵器禁止条約交渉会議と核兵器禁止条約

- 1 核兵器禁止条約交渉会議
- 2 核兵器禁止条約

IV 日本政府の立場に関する有識者の見解

おわりに

- 国連総会ではこれまで、日本が提出して採択された決議を含めて、多くの核兵器に関する決議（核関連決議）が採択されてきた。
- 平成 28（2016）年の第 71 回国連総会で採択された核関連決議の 1 つである「多国間核軍縮交渉の前進」決議により、核兵器禁止条約交渉会議が平成 29（2017）年 3 月、6～7 月に開催された。同会議は 7 月 7 日に核兵器禁止条約を採択した。
- 核保有国や米国と安全保障に関する条約を締結している日本などは、核兵器禁止条約に署名する態度を示していない。核兵器禁止条約に対する日本政府の立場に関しては、日本が置かれている安全保障環境や安全保障における核兵器の役割といった観点から様々な見解が示されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

外交防衛課 いけだ ひろき 池田 大希

## はじめに

国際連合（以下「国連」という。）の総会（以下「国連総会」という。）は、第 71 回会期において、平成 28（2016）年 9 月 13 日から 12 月 23 日にかけて討議を行い、核兵器に関連する決議（以下「核関連決議」という。）を 24 本採択した<sup>1</sup>。核関連決議の 1 つである決議 71/258 「多国間核軍縮交渉の前進」<sup>2</sup>（決議に付す番号は決議番号。決議番号の後の括弧内は決議名。以下同じ。）において、国連総会は、「核兵器を禁止し、全面的廃絶を導く法的拘束力のある文書について交渉するための国連の会議」（以下「核兵器禁止条約交渉会議」という。）を開催することを決めた。同決議に基づいて、平成 29（2017）年 3 月 27～31 日、6 月 15 日～7 月 7 日に核兵器禁止条約交渉会議が開催され、7 月 7 日に「核兵器の禁止に関する条約」<sup>3</sup>（以下「核兵器禁止条約」という。）が賛成 122 か国、反対 1 か国、棄権 1 か国で採択された<sup>4</sup>。

本稿では、国連総会の核関連決議及び核兵器を禁止する条約に関する議論に資するために、第 71 回国連総会の核関連決議と核兵器禁止条約の採択に至る経緯を概観する。本稿の構成は次のとおりである。最初に、核兵器に関する主要な多国間条約を紹介する。次に、決議 71/258 「多国間核軍縮交渉の前進」のほか、人道アプローチ（Ⅱの 2 で後述。）による決議等の国連総会の核関連決議を取り上げた上で、核兵器禁止条約交渉会議及び核兵器禁止条約を紹介する。最後に、核兵器禁止条約に対する日本政府の立場に関する有識者の主な見解を紹介する。

## I 核兵器に関する主要な多国間条約

核兵器や核実験を主な対象とする主要な多国間条約のうち、締約国を限定していない条約としては、「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」<sup>5</sup>（昭和 39 年条約第 10 号。以下「部分的核実験禁止条約」という。）、「核兵器の不拡散に関する条約」<sup>6</sup>（昭和 51 年条約第 6 号。Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT）及び包括的核実験禁止条約<sup>7</sup>（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）がある（表 1 参照）<sup>8</sup>。部分的

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 29（2017）年 11 月 8 日である。

<sup>1</sup> United Nations, *Disarmament Yearbook*, vol.41, part 1, New York: United Nations Publication, 2017, pp.viii-x.

<sup>2</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/258 of 23 December 2016: Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations.

<sup>3</sup> Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, *U.N.Doc.*, A/CONF.229/2017/8, 7 July 2017.

<sup>4</sup> Report of the United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, *U.N.Doc.*, A/72/206, 24 July 2017, p.4. 本稿において、国連総会の決議案に関する表決の結果等で国数を挙げる際は、日本が国家承認を行っていないことにより日本と外交関係を有していない主体も含めている。

<sup>5</sup> 昭和 38（1963）年 10 月 10 日、効力発生。昭和 39（1964）年 6 月 15 日、日本について効力発生。

<sup>6</sup> 昭和 45（1970）年 3 月 5 日、効力発生。昭和 51（1976）年 6 月 8 日、日本について効力発生。

<sup>7</sup> 未発効。日本は、平成 9（1997）年 7 月 8 日に批准書を寄託した。

<sup>8</sup> このほかに、南極地域における全ての核の爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止することなどを規定する南極条約（昭和 36 年条約第 5 号）、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を宇宙空間に配置しないことなどを規定する「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（昭和 42 年条約第 19 号）、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を月面上又は月内部に配置しないことなどを規定する「月その他の天体における国家活動を律する協定」（United Nations, *Treaty Series*, vol.1363 no.23002. 日本は未署名。）及び領海の外側の海底において核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を貯蔵すること等を目的とした構築物等を配置しないことなどを規定する「核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約」（昭和 47 年条約第 4 号。以下「海底核兵器禁止条約」という。）がある。

核実験禁止条約及びCTBTは、前者においては地下以外を実施場所とする核実験について、後者においては実施場所を限定せず全ての核実験について、締約国が実施することを禁止する条約である。

NPTは、昭和42(1967)年1月1日より前に核実験を行った国について核兵器国と定義し(第9条第3項)、核兵器国による核兵器又はその他の核爆発装置(以下「核兵器等」という。)の移譲等及び非核兵器国による核兵器等の取得等を禁止している(第1条及び第2条)。NPTの締約国は、同条約において、核軍縮に関する効果的措置及び厳重かつ効果的な国際管理の下における軍縮に関する条約について誠実に交渉を行うことを約束している(第6条)。

NPTにおいては、条約の運用を検討するために締約国会議を開催することが規定されている(第8条第3項)。この締約国会議は、会議の開催年を冠してNPT運用検討会議<sup>9</sup>という名称で開催されてきた。平成22(2010)年5月3～28日に開催された2010年NPT運用検討会議は、核軍縮に関する原則及び目標として、「核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する」ことや、核軍縮を導く重要な措置が「全ての国にとっての安全保障が損なわれずかつ向上するとの原則に基づくものであることを再確認する」こと等を掲げた2010年NPT運用検討会議最終文書をコンセンサスで採択した<sup>10</sup>。平成27(2015)年4月27日～5月22日に開催された2015年NPT運用検討会議は、コンセンサスを得られず最終文書を採択しなかった<sup>11</sup>。コンセンサスとは、国際会議において反対を表明する者がいないときに投票を行わずに意思決定を行う方法である<sup>12</sup>。

表1 核兵器に関する主要な多国間条約

条約名	批准等の状況 (◎：批准・加入、○：署名、×：未署名)									
	米国	英国	フランス	ロシア	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮	日本
大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(部分的核実験禁止条約)	◎	◎	×	◎	×	◎	◎	◎	×	◎
核兵器の不拡散に関する条約(NPT)	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	(注2)	◎
包括的核実験禁止条約(CTBT) <sup>(注3)</sup>	○	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	◎

(注1) 核兵器や核実験を主な対象とする主要な多国間条約のうち、締約国を限定していない条約を対象とした。  
 (注2) 北朝鮮は平成15(2003)年1月10日にNPTからの脱退を通告しているが、当該通告がNPTの規定上有効であり北朝鮮がNPTから脱退したか否かについては様々な見解がある。  
 (注3) CTBTは未発効である。  
 (出典)“Disarmament Treaties Database.” United Nations Office for Disarmament Affairs Website <<http://disarmament.un.org/treaties/>>; “States of Signature and Ratification.” Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-test-ban Treaty Organization Website <<https://www.ctbto.org/the-treaty/status-of-signature-and-ratification/>> を基に筆者作成。

<sup>9</sup> Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. NPT運用検討会議は、NPT再検討会議と日本語で表記されることもある。  
<sup>10</sup> 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Document, Final Document, vol.1, NPT/CONF.2010/50 (Vol.I), 2010, pp.19, 40.  
<sup>11</sup> 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Document, Final Document, part 1, NPT/CONF.2015/50 (Part I), 2015, p.11.  
<sup>12</sup> Rüdiger Wolfrum and Jakob Pichon, “Consensus,” Rüdiger Wolfrum, ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.2, 2012, Oxford: Oxford University Press, pp.673-674.

なお、核兵器に関する議論において、NPTにより核兵器の保有が認められている米国、英国、フランス、ロシア及び中国の5か国を「核兵器国」、「核兵器国」以外の国を「非核兵器国」、「核兵器国」並びに実際に核兵器を保有しているとされるインド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮を「核保有国」と呼ぶことが多いが、これらの表現が確立しているわけではない。本稿においては参照資料の用法に従った。

## II 第71回国連総会の核関連決議

第71回国連総会の核関連決議のうち、本章においては、核兵器に関する条約の締結交渉の開始を要請する3本の決議、核兵器禁止条約の採択につながったと指摘される<sup>13</sup>人道アプローチによる3本の決議、日本が提出して採択された決議71/49「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」<sup>14</sup>及び決議71/258「多国間核軍縮交渉の前進」を取り上げる（表2参照）。

表2 第71回国連総会で採択された核関連決議（一部）

決議名（括弧内の数字は決議番号）	表決の結果			核保有国及び日本の表決における態度 (○：賛成、×：反対、△：棄権、－：投票に不参加)									
	賛成国	反対国	棄権国	米国	英国	フランス	ロシア	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮	日本
核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ (71/58)	136	25	22	×	×	×	×	○	○	○	×	○	△
核軍縮に関する2013年の国連総会ハイレベル会合のフォローアップ (71/71)	140	30	15	×	×	×	×	○	○	○	×	○	△
核軍縮 (71/63)	122	44	17	×	×	×	×	○	△	△	×	○	△
核兵器の人道上の結末 (71/46)	144	16	24	×	×	×	×	△	○	△	×	△	○
核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約 (71/47)	137	34	12	×	×	×	×	△	△	△	×	△	△
核兵器のない世界のための倫理上の責務 (71/55)	130	37	15	×	×	×	×	△	△	△	×	△	△
核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動 (71/49)	167	4	16	○	△	△	×	×	△	△	△	×	○
多国間核軍縮交渉の前進 (71/258)	113	35	13	×	×	×	×	△	△	△	×	－	×

(注) 表決の結果で掲げている国数には、日本が国家承認を行っていないことにより日本と外交関係を有していない主体も含めている。

(出典) Resolutions and Decisions adopted by the General Assembly during its seventy-first session, vol.1, U.N.Doc., A/71/49 (Vol. I), 2017. を基に筆者作成。

<sup>13</sup> 中村桂子「なぜ歴史的な条約は採択されたのか—非核保有国における意識の変容から—」『RECNA Policy Paper』6号, 2017.8, pp.18-20. <<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>>

<sup>14</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/49 of 5 December 2016: United action with renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons.

核兵器に関する条約の締結交渉の開始を要請する決議は、決議 71/58「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」<sup>15</sup>、決議 71/71「核軍縮に関する 2013 年の国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」<sup>16</sup>及び決議 71/63「核軍縮」<sup>17</sup>である。人道アプローチによる決議は、決議 71/46「核兵器の人道上の結末」<sup>18</sup>、決議 71/47「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」<sup>19</sup>及び決議 71/55「核兵器のない世界のための倫理上の責務」<sup>20</sup>である。上記 8 本の決議のうち、決議 71/258「多国間核軍縮交渉の前進」の採択は平成 28（2016）年 12 月 23 日であり、これ以外の決議の採択は同年 12 月 5 日である。

## 1 核兵器に関する条約の交渉の開始を要請する決議

決議 71/58「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」は、マレーシアが決議案として提出して採択された決議である<sup>21</sup>。同決議は全ての国に対して核兵器の開発、生産、実験等を禁止する核兵器条約（nuclear weapons convention）の早期の締結を導く多国間交渉を開始することを要請しており（同決議本文第 2 段落）<sup>22</sup>、第 51 回国連総会における平成 8（1996）年の決議以降、各会期の国連総会においてこれとほぼ同じ内容を含む類似の名称の決議が採択されてきた<sup>23</sup>。

決議 71/71「核軍縮に関する 2013 年の国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」は、インドネシアが決議案として提出して採択された決議である<sup>24</sup>。同決議はジュネーブ軍縮会議（後述）において核兵器の開発、生産、実験等を禁止する包括的核兵器条約（comprehensive convention on nuclear weapons）の早期締結に向けた交渉を早急に開始することを要請しており（同決議

<sup>15</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/58 of 5 December 2016: Follow-up to the advisory opinion of the International Court of Justice on the legality of the threat or use of nuclear weapons.

<sup>16</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/71 of 5 December 2016: Follow-up to the 2013 high-level meeting of the General Assembly on nuclear disarmament.

<sup>17</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/63 of 5 December 2016: Nuclear disarmament.

<sup>18</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/46 of 5 December 2016: Humanitarian consequences of nuclear weapons.

<sup>19</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/47 of 5 December 2016: Humanitarian pledge for the prohibition and elimination of nuclear weapons.

<sup>20</sup> United Nations General Assembly, Resolution 71/55 of 5 December 2016: Ethical imperatives for a nuclear-weapon-free world.

<sup>21</sup> 核関連決議の採択の過程は次のとおりである。提案国（sponsor）又は複数の提案国を代表してそのうち 1 か国が国連総会に決議案を提出すると、当該決議案は軍縮・国際安全保障を所掌する第一委員会において採択され、その後国連総会の本会議において採択される。決議案の提出後に提案国が加わることがあり、当該提案国を共同提案国（co-sponsor）ともいう。「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」決議案の提案国及び共同提案国は、合わせて 56 か国である。（General and complete disarmament: Report of the First Committee, U.N.Doc., A/71/450, 9 November 2016, pp.39-40.）国際司法裁判所は、国連総会からの「核兵器の威嚇又は使用はいかなる状況においても国際法上許されるか」に関する勧告的意見の要請を受けて、平成 8（1996）年 7 月 8 日に勧告的意見を与えた。（Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, I.C.J. Reports 1996, pp.265-267, para.105.）決議 71/58 は、勧告的意見のうち「厳重かつ効果的な国際管理の下における全ての面での核軍縮を導く交渉を誠実にやり、完結させる義務がある」とした箇所を参照している（同決議本文第 1 段落）。

<sup>22</sup> 当該決議は、コスタリカ及びマレーシアが平成 19（2007）年 12 月 17 日に国連事務総長に提出して国連事務総長が平成 20（2008）年 1 月 18 日に配布したモデル核兵器条約（Model Nuclear Weapons Convention）に留意するとした。

<sup>23</sup> 平成 8（1996）年の国連総会決議は、決議 51/45M「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」である。

<sup>24</sup> U.N.Doc., op.cit.(21), p.57. インドネシアが、「非同盟運動」（Non-Aligned Movement）の構成国である国連加盟国を代表して提出したとされるが、決議案にはインドネシア以外の提案国の名称は記載されていない。「非同盟運動」とは、大国間の紛争に巻き込まれないことを目標とする国家のグループであり、平成 27（2015）年 4 月現在、120 か国が参加している。（“Non-Aligned Movement (NAM).” Nuclear Threat Initiative Website <<http://www.nti.org/learn/treaties-and-regimes/non-aligned-movement-nam/>>）

本文第4段落)、第68回国連総会における平成25(2013)年の決議以降、各会期の国連総会においてこれと同じ内容を含む同名の決議が採択されてきた<sup>25</sup>。

決議71/63「核軍縮」は、ミャンマーが決議案として提出して採択された決議である<sup>26</sup>。同決議は、ジュネーブ軍縮会議に対して包括的核兵器条約(comprehensive nuclear weapons convention)の交渉の即時開始を含めて軍縮・軍備管理分野において実質的作業をできる限り早く開始することを促した(同決議本文第17段落)<sup>27</sup>。

ジュネーブ軍縮会議とは軍縮に関する交渉を行う会議であり<sup>28</sup>、米国、英国、フランス、ロシア、中国、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル、日本等の65か国によって構成されている<sup>29</sup>。ジュネーブ軍縮会議は化学兵器禁止条約<sup>30</sup>の採択<sup>31</sup>など軍縮において一定の成果を出してきたが、同会議においては平成8(1996)年のCTBTの交渉を最後に軍縮条約の作成に関する実質的な交渉は行われていない<sup>32</sup>。

## 2 人道アプローチによる決議

核兵器禁止条約の採択につながった具体的な動きとしては、平成22(2010)年に始まった人道アプローチによる核兵器禁止への取組が指摘されている<sup>33</sup>。人道アプローチによる取組とは、同年4月20日にヤコブ・ケレンベルガー(Jakob Kellenberger)赤十字国際委員会総裁(当時)が核兵器の使用が人類の生存に対する脅威になるとの観点から核兵器を禁止する法的拘束力がある条約の交渉の必要性を表明したことなど<sup>34</sup>を受けて、核兵器の使用が「人道上の結末」<sup>35</sup>を

<sup>25</sup> 平成25(2013)年の国連総会決議は、決議68/32である。

<sup>26</sup> 「核軍縮」決議案の提案国及び共同提案国は、合わせて48か国である。(U.N.Doc., op.cit.(21), p.43.)

<sup>27</sup> 「核軍縮」決議については、第50回国連総会における平成7(1995)年の決議50/70P以降、各会期の国連総会において同名の決議が採択されてきた。平成8(1996)年の決議51/450から平成11(1999)年の決議54/54Pまでの4本の決議においては、核兵器条約(nuclear weapons convention)についての言及があった。平成12(2000)年の決議55/33Tから平成27(2015)年の決議70/52までの16本の決議においては、ジュネーブ軍縮会議などに対して核兵器条約又は包括的核兵器条約の交渉の開始を要請する記載はなかった。

<sup>28</sup> 正式名称は軍縮会議(Conference on Disarmament)というが、日本においてはジュネーブ軍縮会議と呼称されることが多い。ジュネーブ軍縮会議は、会議としての意思決定についてコンセンサスにより行うことが手続規則で定められている。(Rules of procedure of the Conference on Disarmament, Conference on Disarmament, Document, CD/8/Rev.9, 19 December 2003, rule 18.)

<sup>29</sup> ジュネーブ軍縮会議は、「西側グループ」25か国(米国、英国、フランス、イスラエル及び日本を含む。)、 「東側グループ」(ロシアを含む。)6か国、「非同盟運動」参加国を中心とする「21グループ」33か国(インド、パキスタン及び北朝鮮を含む。)及びグループに属さない中国の全65か国によって構成されている。 (“Conference on Disarmament.” Reaching Critical Will Website <<http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/others/cd#resources>>)

<sup>30</sup> 「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(平成9年条約第3号)。平成9(1997)年4月29日効力発生。同日、日本について効力発生。

<sup>31</sup> Report of the Conference on Disarmament, U.N.Doc., A/47/27, 1992, pp.63-64.

<sup>32</sup> 佐野利男「軍縮会議」日本軍縮学会編『軍縮辞典』信山社, 2015, pp.152-153.

<sup>33</sup> 中村 前掲注(13) 人道アプローチによる取組は、人道イニシアティブ(humanitarian initiative)と称される。

<sup>34</sup> “Bringing the era of nuclear weapons to an end: Speech given by Mr Jakob Kellenberger, President of the International Committee of the Red Cross, to the Geneva Diplomatic Corps on 20 April 2010,” *International Review of the Red Cross*, no.899, Autumn 2015, pp.883-886. 2010年NPT運用検討会議最終文書には、核軍縮に関する原則及び目標とされた事項に「核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道上の結末に深い懸念を表明」することが含まれた。(2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Document, op.cit.(10), p.19.)

<sup>35</sup> 核兵器の使用から生じる「人道上の結末」について、2010年NPT運用検討会議最終文書等の合意文書で確立した定義が行われているわけではないが、例えば、オーストリア政府は、2015年NPT運用検討会議に提出した作業文書において、核兵器の使用が、地球規模の破壊、致死等を起こし得ること及び環境、気候、健康、福祉等に甚大かつ長期的な損害を与え得ることに言及した。(2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Document, NPT/CONF.2015/WP.29, 21 April 2015, p.2.)

生じさせることに着目した国家や NGO による核兵器に関する取組である<sup>36</sup>。国家レベルの人道アプローチによる取組はオーストリア、スイス等により進められ、第 70 回国連総会において、核兵器の使用から生じる「人道上の結末」に言及した決議 70/47「核兵器の人道上の結末」、決議 70/48「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」及び決議 70/50「核兵器のない世界のための倫理上の責務」の 3 本が採択された<sup>37</sup>。同名の決議は、上記のとおり第 71 回国連総会においても採択された。

決議 71/46「核兵器の人道上の結末」及び決議 71/47「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」はオーストリアが、決議 71/55「核兵器のない世界のための倫理上の責務」は南アフリカが決議案として提出して採択された決議である<sup>38</sup>。

決議 71/46「核兵器の人道上の結末」は、核兵器が再び使用されないことを確実にする唯一の方法はその全面的廃絶であるとする認識を示した（同決議本文第 2 段落）。決議 71/47「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」は、全ての国に対して「核兵器の禁止及び廃絶のための法的な空白を埋める効果的な措置を特定し追求する」ことを促した（同決議本文第 3 段落）<sup>39</sup>。決議 71/55「核兵器のない世界のための倫理上の責務」は、全ての国が「全ての核兵器の廃絶及び禁止のために、法的拘束力のある措置を含む効果的な措置を採る倫理上の責任を共有する」との認識を示した（同決議本文第 5 段落）。

### 3 日本が提出し採択された決議

日本は、第 49 回国連総会における平成 6（1994）年の決議以降、毎年、国連総会に核兵器の廃絶に関する決議案を提出し、決議案は全て採択されてきた<sup>40</sup>。第 71 回国連総会において、日本が決議案として提出して採択されたのは決議 71/49「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」である<sup>41</sup>。同決議には、「全ての国にとっての安全保障が損なわれずかつ向上するとの原則」に基づく、核兵器の全面的廃絶に向けた実際的かつ実効的措置を採ることの全ての国に対する要請（同決議本文第 6 段落）などが含まれている。

<sup>36</sup> Elizabeth Minor, “Changing the discourse on nuclear weapons: The humanitarian initiative,” *International Review of the Red Cross*, no.899, Autumn 2015, pp.711-712.

<sup>37</sup> United Nations General Assembly, Resolution 70/47 of 7 December 2015: Humanitarian consequences of nuclear weapons; United Nations General Assembly, Resolution 70/48 of 7 December 2015: Humanitarian pledge for the prohibition and elimination of nuclear weapons; United Nations General Assembly, Resolution 70/50 of 7 December 2015: Ethical imperatives for a nuclear-weapon-free world. 核兵器の使用から生じる「人道上の結末」に言及した第 70 回国連総会の核関連決議は決議 70/40「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」（同決議本文第 3 段落）など他にもあるが、外務省資料においては上記の 3 本の決議を人道アプローチに基づく決議として位置付けている。（外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交 第 7 版』2016, pp.45-48.）

<sup>38</sup> 「核兵器の人道上の結末」決議案、「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」決議案及び「核兵器のない世界のための倫理上の責務」決議案について、提案国及び共同提案国を合わせた国の数は、それぞれ 79 か国、66 か国及び 28 か国である。（*U.N.Doc., op.cit.*(21), pp.22-24, 35.）

<sup>39</sup> オーストリア政府は、平成 27（2015）年 10 月 19 日の国連総会第一委員会において、NPT は核兵器国及び NPT の締約国ではない国の核兵器を禁止しておらず、核兵器の禁止及び廃絶に関する「法的な空白」（legal gap）があるとした。（*U.N.Doc., A/C.1/70/PV.9*, 19 October 2015, pp.26-27.）

<sup>40</sup> 外務省軍縮不拡散・科学部編 前掲注(37), p.13. 平成 6（1994）年の国連総会決議は、決議 49/75H「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」である。

<sup>41</sup> 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議案の提案国及び共同提案国は、合わせて 108 か国である。（*U.N.Doc., op.cit.*(21), p.25.）



#### 4 「多国間核軍縮交渉の前進」決議

決議 71/258「多国間核軍縮交渉の前進」は、オーストリアが決議案として提出して採択された決議である<sup>42</sup>。国連総会は、同決議によって、「核兵器を禁止し、全面的廃絶を導く法的拘束力のある文書について交渉するための国連の会議」（核兵器禁止条約交渉会議）を開催することを決めた（同決議本文第 8 段落）<sup>43</sup>。核兵器禁止条約交渉会議について、開催場所はニューヨーク、開催期間は平成 29（2017）年 3 月 27～31 日、6 月 15 日～7 月 7 日とし、国連総会の手続規則に基づいて運営されることも同決議において併せて決定された（同決議本文第 10 段落）。国連憲章第 18 条第 2 項及び国連総会手続規則<sup>44</sup>第 83-85 規則において、国連総会は、重要問題については 3 分の 2、それ以外については過半数で採択すると規定されており<sup>45</sup>、核兵器禁止条約交渉会議では、コンセンサス方式に基づく運営と意思決定が必要条件とはならないことが決まった<sup>46</sup>。

「多国間核軍縮交渉の前進」決議案の表決の結果は、賛成 113 か国、反対 35 か国、棄権 13 か国である（表 2）。核保有国では、米国、英国、フランス、ロシア及びイスラエルが反対し、中国、インド及びパキスタンは棄権し、北朝鮮は投票に参加しなかった。米国と安全保障に関する条約を締結している非核兵器国のうち、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の大半の加盟国<sup>47</sup>、日本、オーストラリア及び韓国は反対した。国連総会の第一委員会における決議案の表決の際に、アリス・ギトン（Alice Guitton）フランス代表は、米国、英国及びフランスの 3 か国を代表して決議案に反対する理由を説明し、世界の安全保障の状況を考慮に入れたコンセンサスに基づくアプローチだけが核軍縮において成果を上げることができるが、決議案はそのようなアプローチを採っていないと述べた<sup>48</sup>。

岸田文雄外務大臣（当時）は、平成 28（2016）年 11 月 2 日の衆議院外務委員会において、

<sup>42</sup> 「多国間核軍縮交渉の前進」決議案の提案国及び共同提案国は、合わせて 57 か国である。（*U.N.Doc., op.cit.*(21), p.38.）また、同決議に基づく核兵器禁止条約交渉会議の開催費用は、国連総会において採択された決議 71/273A「2016-2017 年度歳出補正予算」において計上された。決議 71/273A「2016-2017 年度歳出補正予算」が採択されたのは、決議 71/258「多国間核軍縮交渉の前進」と同じ平成 28（2016）年 12 月 23 日である。（United Nations General Assembly, Resolution 71/273A of 23 December 2016: Revised budget appropriations for the Biennium 2016-2017.）

<sup>43</sup> 国際司法裁判所が判決や勧告的意見において示した国際連合憲章（昭和 31 年条約第 26 号。以下「国連憲章」という。）の解釈によれば、国連総会の決議には法的拘束力を有するものと、法的拘束力を有せずに勧告的性格のみを有するものがある。（Marko Divac Öberg, “The legal effects of resolutions of the UN Security Council and General Assembly in the jurisprudence of the ICJ,” *European Journal of International Law*, vol.16 no.5, 2006, pp.883-884.）国連総会の決議のうち法的拘束力を有するのは、国連加盟国の権利及び特権の停止、国連加盟国の除名、予算等の国連の内部事項に係る決議であり、それ以外の決議は勧告的性格のみを有する。（Certain expenses of the United Nations (Article 17, paragraph 2, of the Charter), Advisory Opinion of 20 July 1962, *I.C.J. Reports 1962*, pp.163-164.）

<sup>44</sup> Rules of Procedure of the General Assembly, *U.N.Doc.*, A/520/Rev.18, 2016.

<sup>45</sup> 国連総会においては 3 分の 2 又は過半数で意思決定を行うことができるが、コンセンサスによる意思決定も行われてきた。

<sup>46</sup> 核兵器禁止条約交渉会議の手続規則においては、その意思決定について、コンセンサスによるよう最大限の努力をしなければならないとし、その上でそのような努力が尽きたときは 3 分の 2 によって決することが規定された。（Rules of procedure of the United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, *U.N.Doc.*, A/CONF.229/2017/5, 13 June 2017, rules 33, 35.）

<sup>47</sup> 平成 29（2017）年 11 月現在、NATO 加盟国は、米国、英国、フランス、オランダ、イタリア等の 29 か国である。「多国間核軍縮交渉の前進」決議案の表決においては、オランダが棄権し、イタリア、アルバニア及びエストニアが賛成し、そのほかの NATO 加盟国は反対した。投票後に、イタリア、アルバニア及びエストニアは、反対する意図を有していたことを国連事務局に伝えた。（*U.N.Doc.*, A/71/PV.68, 23 December 2016, p.17.）

<sup>48</sup> *U.N.Doc.*, A/C.1/71/PV.22, 27 October 2016, pp.15-17. 第一委員会における「多国間核軍縮交渉の前進」決議案の表決の際にロシア及び中国もほぼ同内容の主張をした。（*ibid.*, pp.21-22, 43-44.）



日本が決議案に反対した理由について問われて、日本が北朝鮮の核及びミサイルといった厳しい現実に直面している状況において、厳しい安全保障に関する認識という観点から決議案には問題がある、核兵器を禁止する条約の交渉開始が規定されている決議案を核兵器国が全く関与していない形で非核兵器国が進めることで両者の亀裂がより深まることになる、と答えた<sup>49</sup>。

### III 核兵器禁止条約交渉会議と核兵器禁止条約

#### 1 核兵器禁止条約交渉会議

核兵器禁止条約交渉会議は、平成 29 (2017) 年 3 月 27～31 日及び 6 月 15 日～7 月 7 日に開催された。125 か国の代表が会議に参加した<sup>50</sup>。米国、英国、フランス、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮の核保有国、米国と安全保障に関する条約を締結している非核兵器国のうち、オランダを除く NATO 加盟国、オーストラリア及び韓国の代表は会議に参加しなかった。日本の高見澤将林代表は会議の初日に出席して、核兵器禁止条約が作成されたとしても北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結び付くとは考えられない、核兵器禁止条約交渉会議では核兵器国の協力を通じて核兵器の廃絶に結び付く措置を追求するという交渉の在り方が担保されていない、といった理由を挙げて以後の会議への不参加を表明した<sup>51</sup>。

核兵器禁止条約交渉会議は、平成 29 (2017) 年 7 月 7 日に核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons) を採択した<sup>52</sup>。表決の結果は賛成 122 か国、反対 1 か国 (オランダ)、棄権 1 か国 (シンガポール) である<sup>53</sup>。

#### 2 核兵器禁止条約

核兵器禁止条約は、前文と 20 の条文からなる。前文には「核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道上の結末を深く憂慮し、かつ、核兵器を完全に廃絶することがその結果として必要だと認識」する、「核兵器の使用による犠牲者 (hibakusha) 及び核兵器の実験によって影響を受けた人々にもたらされた受け入れ難い苦痛と損害を留意」するなど記載されている。

核兵器禁止条約は、その第 1 条で、いかなる場合においても次の行為を禁止すると規定する。

<sup>49</sup> 第 192 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 平成 28 年 11 月 2 日 p.22.

<sup>50</sup> 現在入手できる核兵器禁止条約交渉会議に関する公式資料の中には、会議の参加国、会議の参加に必要な信任状を提出した国及び核兵器禁止条約の表決の場にいた国について掲載してある資料がそれぞれ別々にあり、これらの資料に掲載されている国には異同がある。ここでは会議の参加国に関する公式資料に掲載されている国の数を掲げた。(United Nations Conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, List of Participants, U.N.Doc., A/CONF.229/2017/INF/4/Rev.1, 25 July 2017.)

<sup>51</sup> 「核兵器禁止条約交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」 2017.3.27. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000243025.pdf>>

<sup>52</sup> 国連総会又は国連総会が開催を決めた会議が条約を採択した場合、国連加盟国を含めて国家が当該条約の当事国となるか否かについては、採択という行為とは関係がなく、当該条約にある発効要件に規定される。(Philippe Sands and Pierre Klein, *Bowett's law of international institutions*, sixth edition, London: Sweet & Maxwell, 2009, pp.27-28.)

<sup>53</sup> “Vote Name: Item 9, A/CONF.229.2017/L.3/Rev.1,” 7 July 2017. United Nations Office for Disarmament Affairs Website <[https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/07/A.Conf\\_229.2017.L.3.Rev\\_1.pdf](https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/07/A.Conf_229.2017.L.3.Rev_1.pdf)>

- 核兵器等について、締約国によるその開発、実験、生産、製造、製造以外の方法による取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用又は使用すると威嚇
- 核兵器禁止条約によって禁止されている活動を行ういずれかの者に対する締約国による援助、奨励若しくは勧誘又は支援の要請若しくは受入れ
- 自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にあるあらゆる場所における核兵器等の配置、設置又は展開を許可すること

核兵器禁止条約は、第 13 条に基づき、平成 29 (2017) 年 9 月 20 日からニューヨークにある国連本部で署名のために開放されている<sup>54</sup>。署名国はオーストリア、ニュージーランドなど 53 か国であり、このうち、タイ、ガイアナ、バチカン市国の 3 か国は批准書を寄託している (平成 29 (2017) 年 11 月 8 日現在)。核兵器禁止条約は、50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託があった日から 90 日後に発効する (第 15 条第 1 項)。また、核兵器禁止条約の締約国は、条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には条約から脱退する権利を有する<sup>55</sup> (第 17 条第 2 項)。

核兵器禁止条約交渉会議における核兵器禁止条約の採択について、岸田外務大臣 (当時) は、平成 29 (2017) 年 7 月 11 日の記者会見で、核兵器禁止条約は「我が国の考え方とアプローチを異にしている」、「我が国は核兵器国と非核兵器国の協力が重要であるという考え方に基いて、NPT を始めとする両者の参加する枠組みをしっかりと追求していきたい」と述べた<sup>56</sup>。また、米国、英国、フランス、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮の核保有国は核兵器禁止条約に署名する態度を示していない<sup>57</sup>。

#### IV 日本政府の立場に関する有識者の見解

京都大学教授の浅田正彦氏は、日本のように安全保障を米国の核抑止力に依存する国は核兵器禁止条約に加入できず、核兵器禁止条約は核兵器の保有国と非保有国の対立を深める、非保有国が「NPT 派」と「核兵器禁止条約派」に分断されかねない、といった見解を示し、「日本政府が交渉に参加しなかったことは、ある種の見識であったとも言える」と日本政府の立場に理解を示している<sup>58</sup>。日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター主任研究員の戸崎洋史氏は、核兵器禁止条約で規定されている「核兵器禁止義務は国際社会が目指すべき到達点ではある」が、北朝鮮の核兵器開発などの「核問題の現状」との間に「埋め難いギャップが生じてい

<sup>54</sup> 条約について特定の日から期限を付さずに又は付して国家が署名できるようにすることを「署名のための開放」(open for signature) という。「署名のための開放」は、第二次世界大戦後の多国間条約においてしばしば採用されている。(Anthony Aust, *Modern treaty law and practice*, third edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, p.90.)

<sup>55</sup> 部分的核実験禁止条約第 4 条、海底核兵器禁止条約第 8 条、NPT 第 10 条及び CTBT 第 9 条に同様の規定がある。

<sup>56</sup> 「岸田外務大臣会見記録 (平成 29 年 7 月 11 日)」外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4\\_000533.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000533.html)>

<sup>57</sup> 例えば、米国は、核兵器禁止条約交渉会議が平成 29 (2017) 年 7 月 7 日に核兵器禁止条約を採択すると、英国及びフランスとの共同声明を発表した。3 か国は、共同声明において、核兵器禁止条約に署名する意図を有しないと、核兵器禁止条約への加入は 70 年間以上欧州及び北アジアにおける平和を維持するのに必須であった核抑止政策と相容れないものであると表明した。 (“Joint press statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France following the adoption of a Treaty Banning Nuclear Weapons,” July 7, 2017. Department of State website <<https://usun.state.gov/remarks/7892>>)

<sup>58</sup> 「論点 核兵器禁止条約制定 NPT 体制損なう恐れも 浅田正彦 京都大教授」『毎日新聞』2017.7.12.

る」などと指摘して、核兵器禁止条約が「自国に脅威を及ぼし得る国の核兵器の数・役割を低減せしめるとは考えにくく、核軍縮に関する実効性を期待できない」ことが、日本政府が核兵器禁止条約に署名しない理由の1つであると分析している<sup>59</sup>。

大阪女学院大学大学院教授の黒澤満氏は、核兵器禁止条約が発効しても核保有国の行動は直ちには変化しないだろうとしつつも、核兵器禁止条約により「核兵器に「汚名」を着せ、非合法化を図ること」で「核保有国やその同盟国の市民や世論」に影響が及び長期的に核軍縮を推進する効果があるとの見解を示し、今後、日本政府は、「核兵器依存の低減に向け、アジアの安全保障環境の改善に努めていくべきだ」との意見を述べている<sup>60</sup>。NGO ピースボート共同代表の川崎哲氏は、短期的に核保有国が核兵器禁止条約に加入しなくても締約国が100か国を超えるようなら締約国以外にも「事実上の拘束力」を有することになるとの見解を示すとともに、米国の核の傘<sup>61</sup>について議論するべきであるとの意見を述べている<sup>62</sup>。

## おわりに

第71回国連総会は、決議71/258「多国間核軍縮交渉の前進」において核兵器禁止条約交渉会議の開催を決めた。同決議に基づき開催された核兵器禁止条約交渉会議は、平成29(2017)年7月7日に核兵器禁止条約を採択した。

核兵器禁止条約について署名等の手続を進めている国はあるが、核保有国や、米国と安全保障に関する条約を締結している非核兵器国のうち、日本、オーストラリア、韓国及びNATO加盟国は署名する態度を示していない。署名を含めて各国がどのように核兵器禁止条約に臨むか、また、核兵器禁止条約が核軍縮にどのような影響をもたらすか、注視していく必要がある。

<sup>59</sup> 戸崎洋史「核をめぐる対極的な動向—北朝鮮問題への核兵器禁止条約の役割—」『金融財政 business』no.10689, 2017.9.28, pp.14-18.

<sup>60</sup> 「大阪女学院大学大学院教授 黒澤満氏 「人類の安全保障」前面に」『長崎新聞』2017.7.15.

<sup>61</sup> 核保有国が有する核兵器により、それ以外の国に対する軍事的侵略が抑止されるとき、当該国は核保有国による核の傘の下にあるという。(Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, I.C.J. Reports 1996, pp.246-247, para.48.) 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)においては、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠」と記載されている。日本政府は、平成21(2009)年3月19日に、「政府としては、日米安保体制の下、米国が有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力が、我が国に対する核兵器によるものを含む攻撃を抑止するものと考えている。」との見解を示したことがある。(「衆議院議員辻元清美君提出核兵器問題等に関する質問に対する答弁書」平成21年3月19日内閣衆質171第202号)なお、拡大抑止とは、自国以外の国が攻撃を受ける場合に攻撃国に対して武力を行使するとすることで、自国以外の国に対する攻撃を抑止することである。

<sup>62</sup> 「禁止条約 廃絶に効力 NGO ピースボート共同代表 川崎哲さん」『東京新聞』2017.8.5.